

「(仮称) 第 6 期宇都宮市障がい福祉サービス計画・第 2 期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」の策定について

1 策定の目的

- 本市においては、平成 30 年 3 月に「第 5 次宇都宮市障がい者福祉プラン（以下、第 5 次プラン）」・「第 5 期宇都宮市障がい福祉サービス計画・第 1 期宇都宮市障がい児福祉サービス計画（以下、第 5 期サービス計画・第 1 期障がい児計画）」を策定し、障がい福祉に係る施策・事業を計画的に推進しているところである。
- そのような中、近年、特に顕在化してきた親なき後や医療的ケア児の増加などの課題に適切に対応し、より一層、障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、障がい児者の暮らしを支援する障がい福祉サービス、障がい児福祉サービス、地域生活支援事業等の安定的な提供体制の確保を図るため、令和 2 年度で計画期間が終了する現行の「第 5 期サービス計画・第 1 期障がい児計画」を改定し、新たに「(仮称) 第 6 期サービス計画・第 2 期障がい児計画」を一体的に策定する。

2 計画の位置付け等

(1) 計画の位置付け

第 6 期サービス計画

- 障害者総合支援法第 88 条に定める市町村障害福祉計画
- 第 5 次プランに掲げる障がい福祉サービス等の実施計画

第 2 期障がい児計画

- 児童福祉法第 33 条の 20 に定める市町村障害児計画
- 第 5 次プランに掲げる障がい児福祉サービス等の実施計画

(2) 関連する計画との連携

- 第 5 次プランや栃木県障害福祉計画との整合を図る。
- 関連計画における障がい者（児）に関する施策等との連携を図る。

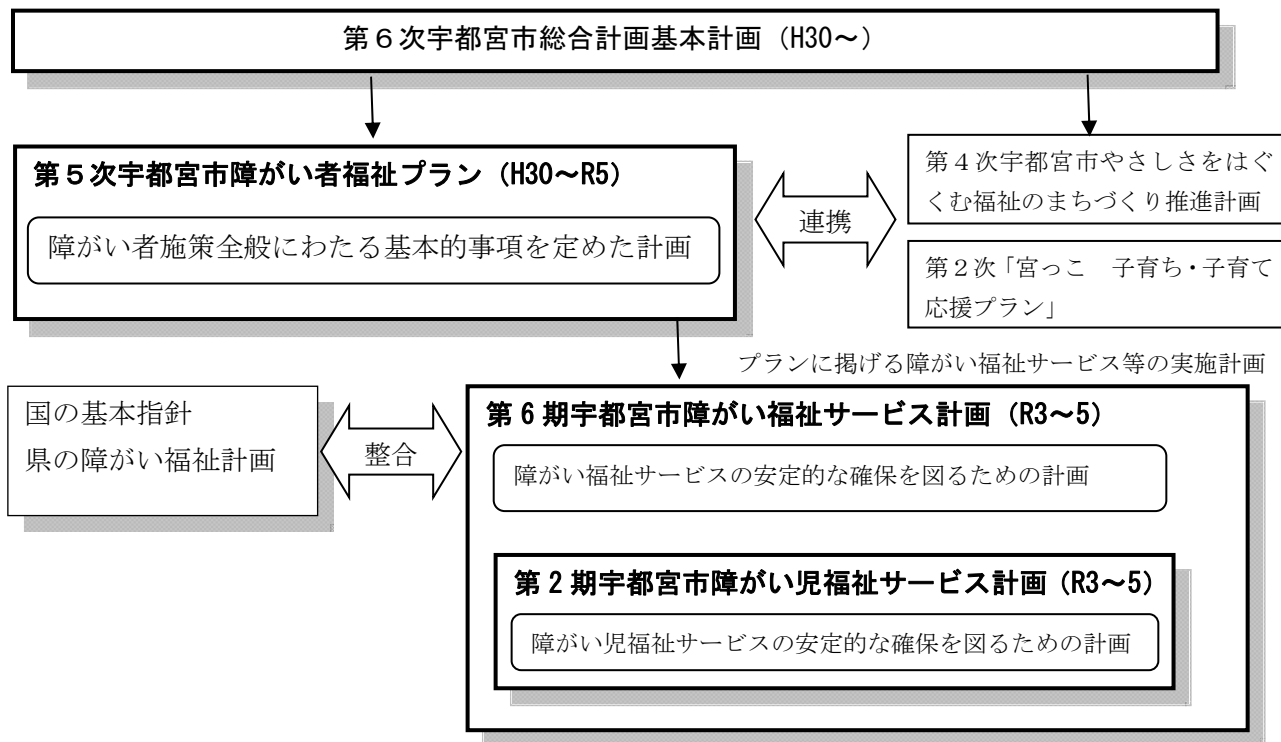
3 計画期間

令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間

4 今後のスケジュール(予定)

| | | | |
|--------|-------|-------|--------------------------------|
| 令和 2 年 | 8 月 | 第 2 回 | 宇都宮市子ども子育て会議 (計画策定の趣旨等について) |
| | 9 月～ | | 社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会 (3 回予定) |
| | 10 月～ | 第 3 回 | 宇都宮市子ども子育て会議 (計画の骨子案について) |
| | 12 月 | | パブリックコメントの実施 |
| 令和 3 年 | 3 月 | | 計画決定・公表 |

【第5次プラン，第6期サービス計画・第2期障がい児計画と他計画との関係】



【関連計画の計画期間と改定サイクル】

| | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|-------------|----------------------------------|-----|-------------|-----|------------------------|-----|--------------------------|-----|-------------|------------------|----|----|--------------|----|----|
| 国のプラン | □ □ (H15~24) 10年間 | | | | □ □ □ □ □ (H25~29) 5年間 | | | | | □ □ □ □ (H30~34) | | | | □ | |
| 県のプラン | □ □ □ □ □ □ (H21~26) 6年間 | | | | | | □ □ □ □ □ □ (H27~32) 6年間 | | | | | | □ □ □ (H33~) | | |
| 市プラン | ←→ 3次 (5年間) | | | | ←→ 4次 (4年間) | | | | ←→ 5次 (6年間) | | | | | | |
| 市サービス計画 | ←→ 2期 (3年間) | | ←→ 3期 (3年間) | | ←→ 4期 (3年間) | | ←→ 5期 (3年間) | | | ←→ 6期 (3年間) | | | | | |
| 市障がい児サービス計画 | (市プラン及び市サービス計画に障がい児の事業が盛り込まれていた) | | | | | | | | | ←→ 1期 (3年間) | | | ←→ 2期 (3年間) | | |